

■協議会意見書

平成21年9月4日

高槻市長 奥本 務 様

「高槻市中心市街地活性化基本計画（案）」への協議会意見書

高槻市中心市街地活性化協議会

会 長 小 山 洋 三



中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき「高槻市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書を提出します。

収	受
平成	21.9.4
高郵商第	542号
本	高槻市

はじめに

高槻市は、昭和 40 年代より京都－大阪の中間に位置するベッドタウンとして発展、現在は、中核市として 36 万人の人口を有する北摂の代表的な市域となっています。

この人口を背景に、当市の中心市街地には、ＪＲ高槻駅と阪急高槻市駅を中心とした商店街や百貨店の集積、公共施設、高度医療機関が存在しています。さらに現在は、新たな住居系マンションの建設なども進み、比較的恵まれた立地環境にあります。

しかし今後は、団塊世代の大量退職による通勤人口の大幅な減少や、将来のまちづくりの担い手となる地元商店街の後継者問題などから、衰退の懸念もあります。さらに他市では百貨店増床や、新駅開設、都市開発事業等が進捗しており、都市間競争の激化も予想されます。

そうした現状への共通認識と危機感のもと、先般、貴市より、将来にわたって中心市街地の活力を維持・増進し、本市の「玄関口」にふさわしいまちづくりを進めるための「中心市街地活性化基本計画」を提示いただきました。

これを受け、当協議会は基本計画に地域関係者の意見をより反映させ、協働によるまちづくり・まちおこしを推進していくため、「協議会意見書」を提出いたします。

基本計画の記載事項について

基本計画の内容については、おおむね協議会の意向と一致するものと認めますが、特に以下の点に留意して取り組まれることを希望いたします。

1. 安全・快適な空間づくりによる歩行者優先のまちの実現

基本計画には、既に多くの道路改善・整備事業等が記載されています。これと併せ、ソフト面で取り組みを推進することにより、真に安全で快適な歩行空間を実現し、来街者を増やすとともに回遊性向上を図ることを望みます。

具体的な取り組みとしては、中心部への車両流入を抑制し、「車両通行止めによる歩行者天国」を実現することを提案します。

また、車両流入抑制に際しては、「車両を制限する」一方で、気軽に使える公共交通の導入・充実が必要と考えられます。例えば、市内を循環するワンコインバス、あるいは環境に優しい公共バス（電気自動車）などの運行実現への検討が期待されます。

2. 「通りを活用した観光の目玉」による賑わいの創出

中心市街地の賑わいを創出するため、通りに「観光の目玉」となる魅力的な場所をつくりだし、市内外からの集客力向上を図ることを望みます。

「観光の目玉」としては、中心市街地の通りに、例えば、ヨーロッパでよくみられる「オープンカフェ」、あるいは新鮮で彩りあふれる生鮮食料品を並べる「市場」等を誘致することを提案します。これにより、人口の多い中心市街地ならではの魅力を、一年を通して獲得することができます。市内利用者だけでなく、市外からの集客促進も可能となり、一層の賑わいが創出できると考えます。

3 JR高槻駅の安全・快適な利用環境の整備

基本計画では、「JR高槻駅ホーム・階段において安全性や快適性に課題を有している」として、「ホームの拡幅、階段の増設・拡幅を検討すること」が記載されています。

より一層、安全・快適な駅利用環境の整備を目指し、上記に加え、JR高槻駅ホームの拡幅、階段の増設・拡幅及び駅ホームの東への延伸の実現を期待します。

現在進行中のJR高槻駅北東地区都市開発事業は、駅から約600m東側を区域として展開されています。駅ホームの東側への延伸は、進出企業・大学等の事業者、ならびにマンション等への入居市民、その他多くの施設利用者の利便に大いに資するものと考えます。

4 中心市街地の無電柱化

中心市街地における、無電柱化の推進を期待します。

無電柱化には、以下のようなメリットがあります。

① 都市景観の向上

地上に張りめぐらされた電線類が、道路の下に収められるため、美しい街並みが形成されます。

② 安全で快適な通行空間の確保

道路の見通しが良くなり、信号機や道路標識が見易くなる等、交通の安全性が向上します。また、歩道が広く使えるため、歩行者、車椅子、ベビーカー等も安全で利用しやすいバリアフリーの歩行空間が形成されます。

③ 都市部の防災性の向上

台風や地震といった災害時に電柱が倒れたり、電線類が垂れ下がったりする等の危険がなくなります。

④ 安定したライフラインの実現および情報通信ネットワークの信頼性の向上

地中化することによって、震災・台風時における電柱の倒壊、電線の切断をはじめ、風・雷・雪等の過酷な自然条件から電線・情報ケーブルを守ります。これにより、電力及び通信サービスの安定供給を実現することが可能となります。

このように街路の無電柱化は、美観のみならず、安全・安心のまちづくりにつながる多くのメリットが考えられますが、実現する都市は、現在のところ、まだ少数であるのが現状です。高槻の中心市街地でこれに取り組むことにより、街のブランドの確立・向上にも繋がり、市民のわが街に対する誇りともなると考えます。

5. グリーンプラザたかつきの再生検討

JR高槻駅南側に位置する大型商業施設「グリーンプラザたかつき1号館」、ならびに商業・業務施設「グリーンプラザたかつき3号館」は、老朽化等が課題となっており、再生が望まれるところです。両施設については基本計画においても、再生検討を図ることがそれぞれ個別事業として記載されています。

しかし同施設は、当市の中心市街地の「顔」となる部分に位置し、駅前地域一帯への入口として機能しています。このことから、施設単体の再生ではなく、「グリーンプラザたかつき1号館—松坂屋—3号館—高槻駅前郵便局及び駅前広場」との視野で、一体的に再整備することが望まれます。

特にこの場所については、大手デベロッパーを始め開発事業者からの投資意欲も高く、将来の高いポテンシャルが期待されます。このため、一体的再整備を地域の重要プロジェクトと位置づけ、容積率の緩和や、駐車場問題等を検討していくことが必要であると考えます。

6. 事業実施における治安への配慮

基本計画では、商業施設の魅力や交通安全・治安、緑やゆとりある空間等が、市民の求める「質」に対応せず、結果的にまちなかの「にぎわい」が低下していると述べられています。そして、これに対応し、高質な生活環境を整えていくため、大学、医療機関、商業施設等、多様な集客施設の整備を含む、様々な事業が記載されています。

このような形で、コミュニティの核を整備し、にぎわいを創り出すとの取り組みに対し、本協議会はおおいに賛成をいたします。ただし、こうした取り組みは、域内外に対して各種施設をよりオープンな形で提供していこうとするものです。このことは、不特定の入客を増加させるため、ともすれば犯罪や青少年の非行増加を招きかねないという一面も持ち合わせています。

こうした可能性をふまえ、中心市街地活性化にかかるあらゆる事業に対して、特に治安面での留意が図られ、真の安全・安心のまちづくりがなされることを期待いたします。例えば基本計画では、一部商店街を対象区域として防犯カメラ導入が記載されています。これを拡充し、中心市街地全域を対象として、防犯カメラ導入をさらに強化していくこと等、具体的なアクションが望まれます。

おわりに

高槻市中心市街地活性化基本計画については、前述のとおり意見を提出します。

まちづくりは、地権者や商業者、市民、NPO、民間企業、交通事業者など多くの関係者が関与し、地域が一丸となって取り組むことが必要だといわれています。

この「高槻市中心市街地活性化協議会」は、まちづくりの実現のため、多様な関係者の調整を図る場でもあります。ここで民間の立場でとりまとめた意見を、市の基本計画に反映していただき、より良いものとして、計画に沿ったまちづくりを実現させていくことが必要です。

今後は、高槻市の中心市街地活性化の取り組みに、われわれ協議会も全面的に協力し、目標実現に向けて努めて参ります。

以 上